

くらしの中の

浄化槽

その正しい取扱い方

浄化槽の使用手法や保守点検の基準等については、「浄化槽法」で定められています。

この小冊子を参考に、みなさまが使用する浄化槽の管理を適正に行い、快適な水環境づくりにご協力ください。

なお、不明な点がありましたら、最寄りの環境森林事務所等又は中核市にお問い合わせください。

環境森林事務所等・中核市電話番号

事務所担当係・中核市担当課	電話番号	管轄区域
中部環境事務所 廃棄物係 〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1	027(219)2021	伊勢崎市、渋川市、北群馬郡、佐波郡
西部環境森林事務所 廃棄物係 〒370-0805 高崎市台町 4-3	027(323)5530	藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡
吾妻環境森林事務所 総務環境係 〒377-0424 中之条町大字中之条町 664	0279(75)4611	吾妻郡
利根沼田環境森林事務所 総務環境係 〒378-0031 沼田市薄根町 4412	0278(22)4481	沼田市、利根郡
東部環境事務所 廃棄物係 〒373-0033 太田市西本町 60-27	0276(31)2517	桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡
前橋市ごみ収集課 〒371-0854 前橋市大渡町 1-19-5	027(253)1009	前橋市
高崎市一般廃棄物対策課 〒370-8501 高崎市高松町 35-1	027(321)1253	高崎市
群馬県廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係 〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1	027(226)2853	

○浄化槽法定検査に関する問合せ先

公益財団法人 群馬県環境検査事業団（群馬県知事指定検査機関）
〒371-0846 前橋市元総社町1120-1 電話番号 027（280）5222

その他浄化槽関係団体

（一社）群馬県浄化槽協会 （一社）群馬県環境保全協会 （一社）群馬県計量協会環境分科会

令和7年4月

群馬県廃棄物・リサイクル課

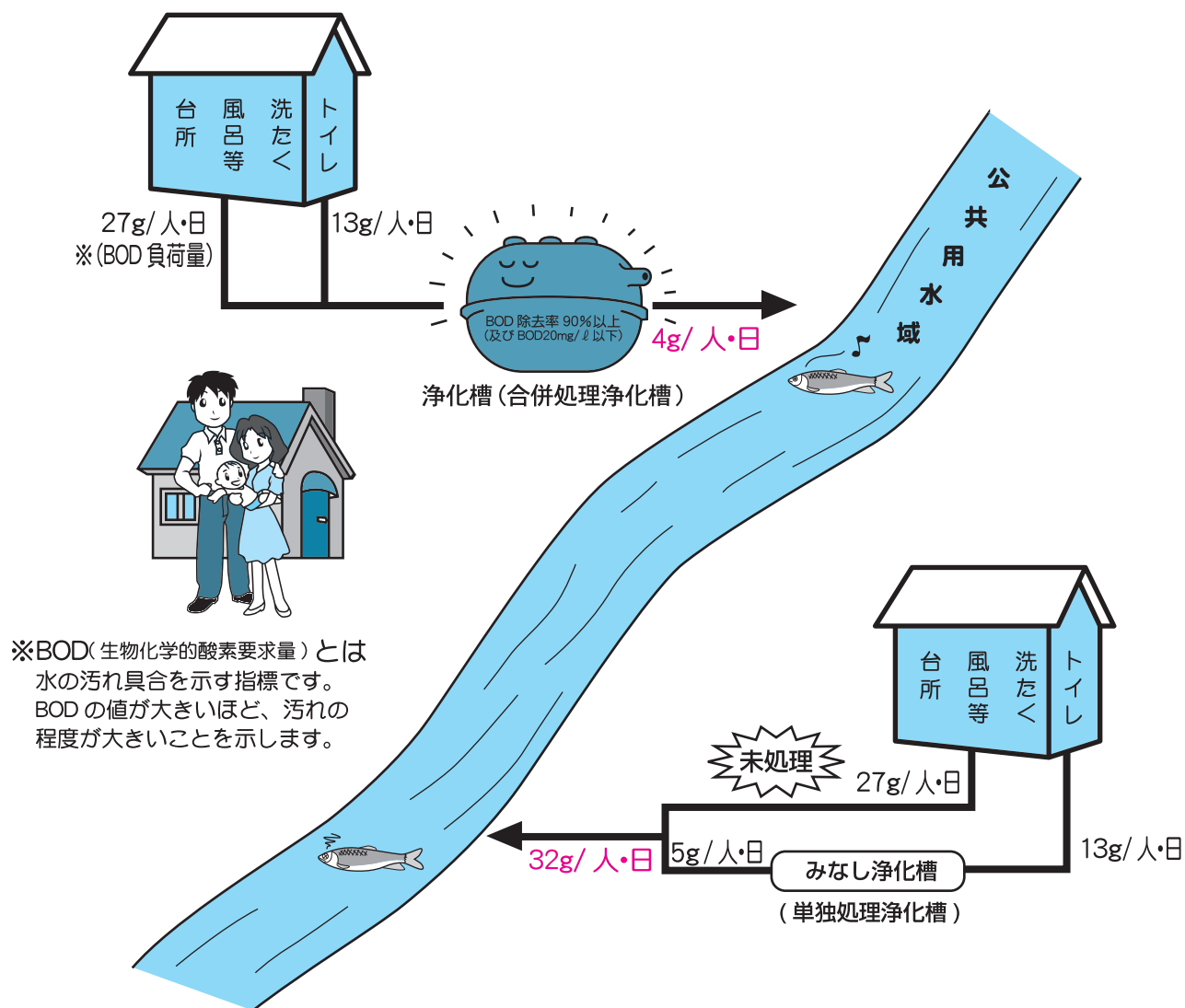
群馬県公式 YouTube チャンネル「tsulunos」(ツルノス)で、浄化槽の使い方等に関する動画【浄化槽教室 浄化槽のしくみと正しい使い方】を配信しています。



1. 浄化槽とは

浄化槽（合併処理浄化槽）は、し尿と生活雑排水を合わせて処理し、きれいな水を放流するための施設です。

なお、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、現在では「みなし浄化槽」と呼ばれ、原則として新たな設置はできません。



浄化槽への期待

下水道は私たちの生活から出る汚水を処理して快適な生活環境を保つために大きな役割を果たしていますが、郊外や山間部などでは、家1軒あたりに換算すると多大な建設費がかかるなどの課題があります。

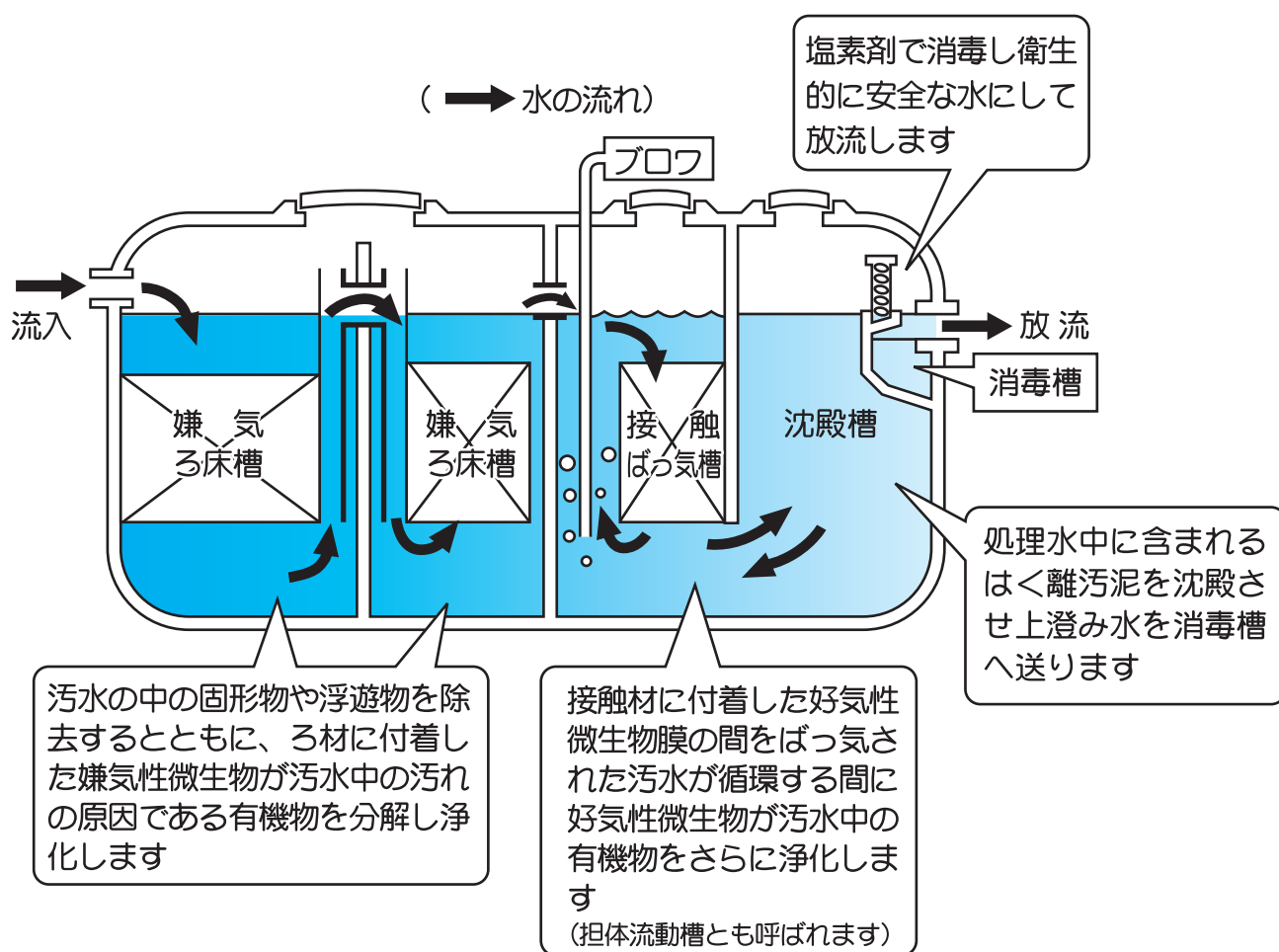
現在の合併処理浄化槽は、下水道の処理と同等の性能を有し、さらに、低コスト、短時間で設置ができるうえ、地震にも強く、付近の川に水を戻すことでその水量も確保できるなど多くの利点を兼ね備えた、優れた生活排水処理システムとしてますます期待が高まっています。

2. 浄化槽のしくみ

水の汚れには、固形物と水に溶解しているものとがあります。浄化槽では、固形物は沈殿させ、溶解しているものは微生物の働きで汚水を浄化します。

このとき微生物に汚れの成分を食べさせて、水をきれいにしています。微生物には、酸素を好まない「嫌気性微生物」と酸素を好む「好気性微生物」があります。家庭用の合併処理浄化槽の主な処理方法には、嫌気性・好気性微生物を併用した「嫌気ろ床接触ばっ気方式」や、これを応用した「担体流動生物ろ過方式」などのほか、生活排水中の窒素及びリンを高度に処理できるタイプもあります。

ー 一般的な家庭用浄化槽のしくみー

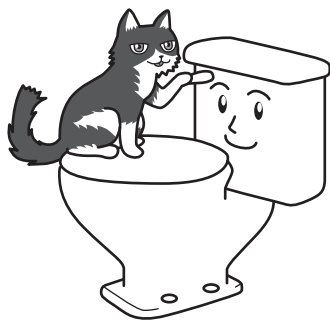


3. 浄化槽の正しい使い方

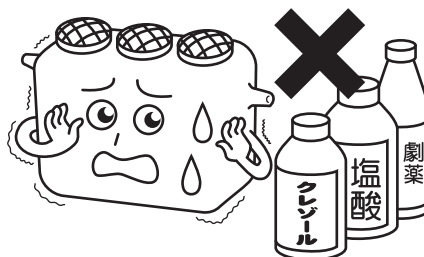
いくら専門の業者に維持管理を頼んでも、使う側の心づかいが欠けていては浄化槽の性能を活かすことはできません。日頃の管理や使い方は特に重要です。

「浄化槽法」では「浄化槽の使用に関する準則」などにより、次のことを守って浄化槽を使用することを義務づけています。これらについてはみなし浄化槽でも同様です。

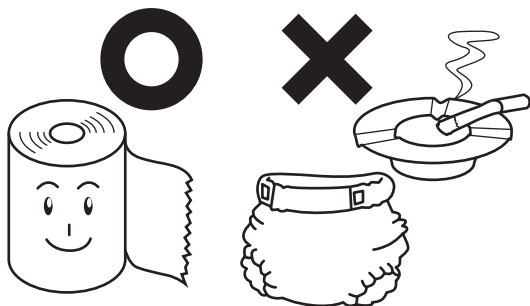
- ① トイレの洗浄水は、適正な量を流す。



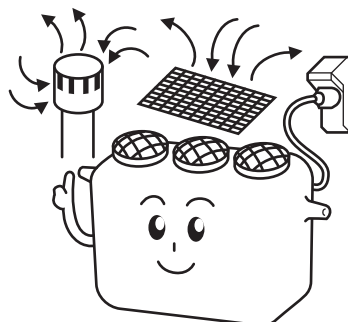
- ② 便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しない。



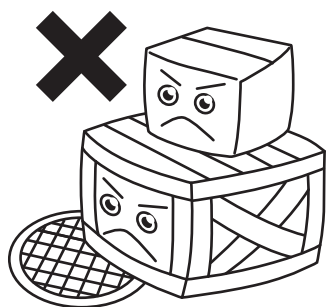
- ③ トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。



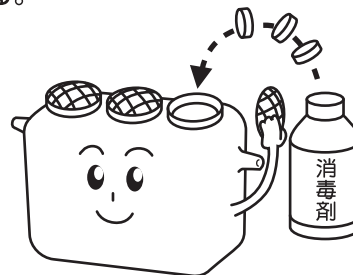
- ④ 浄化槽の電源は切らない。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがない。



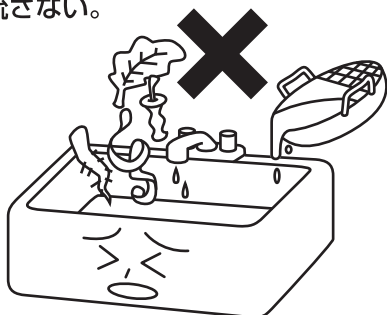
- ⑤ マンホールの上に物を置かない。また、蓋はいつもきちんと閉めておく。



- ⑥ 消毒剤は切らさず、常に消毒されるようにする。



- ⑦ 台所から、野菜くずや天ぷら油などを流さない。



- ⑧ 工業排水、雨水その他の特殊な排水を流入させない。



4. 法律で義務づけられていること

(1) 浄化槽の保守点検

- 浄化槽の保守点検は、知事（前橋市・高崎市については市長）の登録を受けた「浄化槽保守点検業者」と契約を結び、定期的実施してください。保守点検の回数は、一般家庭用の浄化槽の場合、年3～4回が一般的です。保守点検業者にご相談ください。
- この保守点検は、浄化槽管理士が直接行うか、浄化槽管理士の実地の監督のもとで他の従業員が行うこととなっています。
浄化槽管理士は、顔写真付きの浄化槽管理士証を携帯しています。
- 保守点検を行うと、浄化槽保守点検業者から「浄化槽保守点検票」が交付されます。**3年間保存**してください。



(2) 浄化槽の清掃（汚泥の抜き取り等）

- 浄化槽の清掃は、**毎年1回**（全ばっ気型浄化槽は年2回）実施しなければなりません。また、浄化槽の保守点検の結果、清掃時期と判断された場合は、清掃を行ってください。
- 清掃は市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼しましょう。
- 清掃をすると浄化槽清掃業者から「浄化槽清掃記録票」が交付されます。**3年間保存**してください。



(3) 設置後等の検査（浄化槽法第7条）

- 浄化槽が適正に施工され、適正な機能を発揮しているかどうかを調べる検査で、浄化槽の使用開始後**3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間**に受検しなければなりません。
- 検査の申込みは**浄化槽管理者（使用者等）自ら下記へ直接連絡**してください。

公益財団法人 群馬県環境検査事業団 電話 027-280-5222

- 検査の手数料は、次のとおり定められています（非課税）。（令和元年10月1日改定）

人 槽	5～10	11～20	21～50	51～200	201～500	501～
手 数 料	9,650円	11,650円	15,180円	23,210円	30,240円	36,380円

(4) 定期検査（浄化槽法第11条）

- **毎年1回**受けることが義務づけられている検査で、現場での検査に加え、放流水を持ち帰り、BODを測定する検査です。
- 検査の申込みは、ご契約の保守点検業者または（公財）群馬県環境検査事業団にご相談ください。
- 検査の手数料は、次のとおり定められています（非課税）。（令和元年10月1日改定）

処理方法 \ 人 槽	5～50	51～200	201～500	501～
単 独 処 理	5,200円	14,120円	23,170円	36,240円
合 併 処 理	5,200円	16,130円	28,180円	36,240円

- **処理対象人数が50人以下の浄化槽について、契約している保守点検業者が、現場での検査を代行することで、より簡便にこの検査を受検することができます。**ご契約の保守点検業者にご相談ください。

単独処理浄化槽（みなし浄化槽）から合併処理浄化槽へ

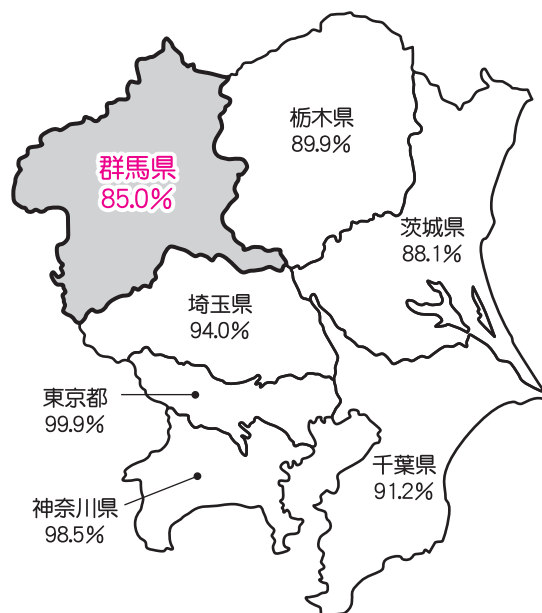
現在、河川や海を汚染している主な原因は、家庭からの生活排水であるといわれています。

特に、トイレの水洗化のために過去に設置された単独処理浄化槽は、トイレの汚水しか処理をしていないため、風呂や洗濯、台所などの排水は未処理のまま公共用水域へ放流され、汚れの原因となっています。これを、合併処理浄化槽に転換すると、すべての生活排水を処理することができるため、身近な水環境の改善に大きな効果が期待できます。

群馬県は首都圏の水源地であります。図に示すとおり汚水処理人口普及率[※]は関東地区で最下位であり、早急な対策が必要です。そのためには、下水道や農業集落排水施設などの集合処理施設の整備を計画的に進めるとともに、現在県内に設置されている約15万基の単独処理浄化槽を早期に合併処理浄化槽へ転換することが重要です。

合併処理浄化槽への転換には、金銭的負担が生じますが、県内のほとんどの市町村で、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する補助制度がありますので、各市町村にご相談ください。

水環境保全のため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



■ 令和5年度 汚水処理人口普及率（全国平均 93.3%）

※汚水処理人口普及率

下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などにより、トイレだけでなく、すべての生活排水を処理できる区域に住む人口の、総人口に占める割合。

群馬県公式 YouTube チャンネル「tsulunos」(ツルノス)で、合併処理浄化槽の転換に関する動画【合併処理浄化槽転換するならなんです】を配信しています。



お 願 い

●自分の家の浄化槽の管理内容を確認してください

自分の家の浄化槽について、年間の保守点検及び清掃の状況、法定検査の受検が適正に行われているか、浄化槽保守点検業者に確認してください。

●次の場合は、保守点検業者へご相談を

- ・浄化槽が破損したり、音や臭いの異常に気づいたとき
- ・糖尿病等の薬を長期に服用している方の使用がある場合
- ・処理する汚水の量が極端に変わる施設（休日や観光シーズンに利用者が急増する食堂、旅館、レジャー施設等及び別荘）に設置している場合

●必要な手続きについて

次の場合は、手続きが必要です。環境森林事務所等や中核市（前橋市、高崎市）へお問い合わせください。

- ・浄化槽を使い始めるとき
- ・浄化槽管理者（浄化槽の所有者など）が変更になるとき
- ・浄化槽の使用をやめるとき
- ・浄化槽の使用を一時休止するとき